

## 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

制定 平成28年3月30日

広島電鉄株式会社

## 目 次

### 第1章 総則

- 第1条 計画の目的
- 第2条 基本方針
- 第3条 計画の想定
- 第4条 用語の定義

### 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- 第5条 新型インフルエンザ等対策の実施体制
- 第6条 情報収集および共有体制
- 第7条 関係機関との連携
- 第8条 対策本部の廃止

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

- 第9条 内容及び実施方法
- 第10条 感染対策の検討・実施
- 第11条 備蓄

### 第4章 その他

- 第12条 教育及び訓練
- 第13条 計画の見直し

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、広島電鉄株式会社（以下「当社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 当社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年12月制定。以下、「広島県行動計画」という。）、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、「国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成20年3月25日制定）及び本計画に基づき、新型インフルエンザ等が県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、旅客の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、その業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

### (計画の想定)

第3条 広島県行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次のとおりであり、本計画においてもこの想定を準用する。

#### 広島県行動計画における被害想定

- |  |
|--|
| <p>(1) 県民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。</p> <p>(2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。</p> |
|--|

### (用語の定義)

第4条 この計画において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第22条第1項の規定により広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置されたときから、同法第25条の規定により県対策本部が廃止されるまでの間において、県民の生活及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体、指定公共機関及び他の指定地方公共機関（以下「公共機関」という。）と連携協力し、特措法及び感染症法、その他の法律に基づき実施する措置をいう。

(3) 発生段階（広島県新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階より）

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期 (国内発生早期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	患者発生が減少し、低い水準で留まっている状態

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施等体制

(新型インフルエンザ等対策の実施体制)

第5条 本計画における実施体制は、次のとおりとする。

(1) 対策本部の設置

対策本部長は、広島県知事を本部長とする県対策本部が設置された場合には、新型インフルエンザ等に対する当社の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

ただし、対策本部長は、必要があると認める場合は、対策本部を設置することができる。

(2) 対策本部長とその代理

対策本部長は、代表取締役社長とする。なお、代表取締役社長不在の場合は、専務取締役、常務取締役、経営管理担当取締役、経営管理本部長の順序により代行する。

(3) 対策本部事務局

広電本社ビル4階総務部に設置する。

(4) 対策本部の構成

防災等管理規程 防災業務計画の災害対策本部連絡ルートのとおりとする。

#### (5) 対策本部長等の任務

対策本部長、本部長補佐及びその他対策本部の構成員の任務は次のとおりとする。

- ① 対策本部長は、対策本部を統括する。
- ② 本部長補佐は、対策本部長を補佐する。
- ③ 事務局は、対策本部の運営を統括する。
- ④ 対策本部の構成員は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

#### (情報収集及び共有体制)

第6条 当社は、平素より国内外の新型インフルエンザ等に変異する可能性のある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、公共機関、世界保健機構から情報の入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、その情報を迅速かつ適切に従業員及び旅客に周知する体制を確保する。

#### (関係機関との連携)

第7条 当社は、公共機関、また、鉄道・バス協会をはじめとする各種事業団体（以下「事業団体」という。）と密接に連携し、的確な新型インフルエンザ等対策実施に努めるものとする。

#### (対策本部の解散)

第8条 対策本部の廃止に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は、県対策本部が廃止された後に、対策本部を解散する。
- (2) 対策本部長は、第5条第1号の但書に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部設置を継続する必要がないと判断した場合、対策本部を解散する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

#### (内容及び実施方法)

第9条 当社は、第3条の新型インフルエンザ等流行の想定を踏まえ、多数の乗務員が新型インフルエンザ等に感染の上、欠員が発生し、通常ダイヤでの運行ができない場合であっても運行を継続するため、計画を定め、その対応に努める。

ただし、国または地方公共団体から、運行休止等特別な指示があった場合は、その指示に従い対応する。

#### (感染対策の検討及び実施)

第10条 当社は、従業員に対しマスク着用等咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの励

行を図る。

- 2 旅客の感染対策として、車両や各施設へのポスター類の掲示、また車両・電停、駅構内放送等により、マスク着用等咳エチケットの励行等の協力の呼びかけを行う。

(備 蓄)

- 第11条 新型インフルエンザ等対策のための備蓄として、備蓄品目、備蓄量、備蓄場所を確実にしたうえで、計画的に調達し、その供給について公共機関や事業団体との間で、その供給について必要な体制の整備に努める。

#### 第4章 その他

(教育及び訓練)

- 第12条 当社は、平素より、的確な新型インフルエンザ等対策措置の実施が可能となるよう社内における訓練の実施に努めるとともに、公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策措置についての訓練への参加に努めるものとする。

(計画の見直し)

- 第13条 当社は、適時、本計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は県知事に報告するとともに、その要旨等の公表を行う。なお、軽微な変更である場合は、報告・公表は行わないことができる。
- 2 本計画の変更にあたっては、本計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(附 則)

この計画は、平成28年3月30日から施行する。